



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 10 月 17 日 (月曜日) 第 349 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) …… (自然環境課) 1
○保安林の指定の解除…………… ( “ ) 1		公 告
		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 2
		○屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 2
		病院局企業管理規程
		○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 685号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字大谷67-17、67-18、67-119、67-121、67-123、67-143、67-191から67-194まで、67-205、字前山 312-1、342-1、344-16、344-20、344-36、字上園 583-2、字中村 653、654-1、654-5、655-2、字上小石 669、670-2から670-4まで、675、678-1、685、686、692-1、692-9から692-11まで、693-1から693-4まで、693-9、693-10、693-12、693-14、694-3、694-26、694-27、694-29、694-38、694-45から694-47まで、694-57、694-59から694-63まで、694-66、718-3、718-10、721-1、721-2、721-4、722、726-2、726-3、字高畑 876-4、882-1、882-5、883-2、950-46、950-63、950-65

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 686号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字玉カッタ1707-80
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### 宮崎県告示第 687号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年 2 月 12 日宮崎県告示第 175号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 688号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市 (

次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）から令和 4 年 8 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第 13 号）第 34 条第 1 項の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を次の

とおり開催する。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時

令和 4 年 12 月 8 日（木曜日）午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

2 開催の場所

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県庁防災庁舎 5 階 52 号室

3 講習科目

(1) 広告物等に関する法令

(2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項

(3) 広告物等の施工に関する事項

4 受講の手続

講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200 円の宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0913 宮崎市恒久 4 丁目 2 番 16）に提出すること。

5 申込期限

令和 4 年 11 月 22 日（火曜日）

6 その他

詳細については、宮崎県広告美術協同組合（電話 0985（63）32 31）に問い合わせること。

### 病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 10 月 17 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

#### 宮崎県病院局企業管理規程第 8 号

##### 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収納小切手の支払地)</p> <p>第 36 条 令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の管理者が定める区域は、<u>小切手により納付しようとする収納取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。</u></p> <p>(口座振替の方法による支出)</p> <p>第 56 条 令第 21 条の 10 の規定により管理者が定める金融機関は、<u>出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関及び出納取扱金融機関が加盟している手形交換所において交換振込みの参加を認められた金融機関とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(収納小切手の支払地)</p> <p>第 36 条 令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の管理者が定める区域は、<u>全国の区域とする。</u></p> <p>(口座振替の方法による支出)</p> <p>第 56 条 令第 21 条の 10 の規定により管理者が定める金融機関は、<u>出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 4 日から施行する。